

# 住宅防火情報

第2号(H19.3)  
消防庁予防課

～ 住宅用火災警報器を設置しましょう ～

## 火災情報

### ○ 複数の死者（負傷者）が発生 住宅火災事案

#### ★住宅全焼 夫婦が死亡（平成18年12月26日 熊本県芦北町）

12月26日（火）午前0時頃、熊本県葦北郡芦北町において木造瓦葺平屋建住宅から出火し105㎡を全焼、さらに住宅に隣接する鉄骨造一部2階建納屋60㎡を半焼した。この火災で火元の住宅から80代の夫婦2人の死亡が確認された。

死亡が確認された夫婦の行動には明らかな避難行動が認められたことから、住宅用火災警報器が設置されていれば早期に火災を認知し、避難に至った可能性があった。

消防本部では、さらなる住宅用火災警報器の普及促進に努めることとした。  
（水俣芦北広域行政事務組合消防本部）

#### ★住宅全焼 5人救急車で搬送（平成19年1月8日 青森県青森市）

1月8日午前9時50分頃、青森県青森市において木造モルタル張り2階建住宅から出火し、約140㎡を全焼した。この火災で5人が救急車で搬送された（発見が遅れ、また火災を消火しようとしたため。2人中等傷、3人軽傷）。

本件は、住宅用火災警報器の未設置住宅であった。当事務組合では、火災による人的被害を減少させるため、今後更に住宅用火災警報器の普及啓発に努め、早期設置を促進する。（青森地域広域消防事務組合消防本部）

#### ★住宅全焼 2人が死亡（平成19年1月10日 鳥取県）

1月10日午後0時頃、木造瓦葺平屋建住宅から出火し、延べ約129㎡を全焼した。自力歩行困難の弟と寝たきりの兄の二人家族で、それぞれ自室での死亡が確認された。本住宅は住宅用火災警報器が未設置で、もし、住宅用火災警報器が設置されていたなら、早期に火災に気づき、付近の住民の協力等も得て救出できた可能性も考えられる。当消防局においても、高齢者世帯の増加傾向が進む中で、一日も早く全世帯に火災警報器が設置され、火災による死者の低減が図れるよう、全力で取り組んでいる。（鳥取県西部広域行政管理組合消防局）

#### ★住宅全焼 2人が死亡（平成19年1月18日 北海道小樽市）

1月18日午前3時4分頃、北海道小樽市の一般住宅1階から出火、木造2階建住宅106㎡の内83㎡を焼損した。この火災により、火元住宅に居住していた87歳と54歳の男性2名が尊い命を失った。

消防本部では、火災による死者の発生防止を目的とした特別査察を実施するとともに、市民に対する住宅用火災警報器の早期設置を呼びかけて行く。

(小樽市消防本部)

---

## 奏功事例 (事例紹介)

---

12月-2月(平成19年)の間、消防庁に寄せられた住宅用火災警報器等の奏功事例(情報)

事例件数 33件

事例紹介

○居住者の80代女性が、1階台所ガスこんろのグリルで昼食用の魚を焼いている途中、買い物のためそのまま外出した。その後、過熱により発生した煙を、2階廊下に設置の住宅用火災警報器が感知し、警報音を発した。

この警報音に2階で寝ていた20代男性が気付いて1階に降りたところ、室内に煙が充満しているのを発見し119番通報・避難した。到着した消防隊がこんろの火を止め、魚焼き器内の魚が焼け焦げただけで、大事には至らなかった。住宅用火災警報器は平成18年11月に設置したもの。(北海道札幌市)

○70代の主婦が天ぷら料理の調理後、消し忘れにより天ぷら油が過熱発火した。居間で休憩中、住宅用火災警報器の鳴動により火災を発見し、座布団・キッチンマット等を被せ初期消火に成功した。(北海道音更町)

○一人暮らしの女性(84歳)が、浴槽内の水の有無を確認しないで追い焚きのスイッチを入れ、居間にいたところ、台所に設置した住宅用火災警報器の鳴動に気づき、台所に行ってみると煙が充満していたのでスイッチを切り緊急通報システムで通報した。消火の必要はなかったが、周囲の状況によっては、着火の恐れもあり住宅用火災警報器が鳴動したことは、非常に有効であった。(福島県津波若松市)

○82歳女性が、炊事場で片手鍋に中華饅を入れて蒸していたことを忘れてしまいその場を離れたため、空焚き状態となり、居室内に設置の煙感知器が鳴動。これに居住者が気づき、ガスこんろの火を消したもので、焼損物件はなかった。(京都府京都市)

○鍋をガスこんろにかけたまま外出してしまい、隣室の住民が住宅用火災警報器の警報音に気づき、住宅の管理人に連絡。管理人が119番通報し、到着した消防隊が内部進入しガスこんろの火を消した。鍋内の煮物を焦がしたのみであった。なお、住宅用火災警報器は平成18年11月に名古屋市住宅供給公社により設置されたもの。(愛知県名古屋市)

---

## 悪質訪問販売等に関する事案 (事案紹介)

---

12月-2月(平成19年)の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案(情報)

事案件数 19件

事案紹介

○一人暮らしの女性宅に、腕に黒の腕章(腕章の文字は白だが何が書いてあるか不明)をした40歳ぐらいの男性2名が、勝手に家の中に入り設置場所の調査を始めた。その後、「役場から来た。この家には住宅用火災警報器が2個必要だ。」と言い、住宅用火災警報器を販売しようとした。購入を強く断ると、「また来ます。」とだけ言い残し、立ち去った。警報器メーカー、販売価格等は不明。(群馬県伊勢崎市)

○高齢者世帯の女性に、「電話を無料で提供する」旨の勧誘があり応じたところ、

業者は、オプションとして、住宅用火災警報器のついた電話購入の契約をさせた（クレジット 83 回払い 総額 470,542 円）。販売手口は、住宅用火災警報器の設置が法令で義務付けられ、つけないと法令違反である旨強い口調で契約させたもの。その後、市の市民相談窓口で相談があり、クーリングオフにより解約した。（滋賀県草津市）

○老夫婦宅に若い男性2名が市から委託されてきましたと訪れ、「火災警報器を設置しなければならなくなった。センサーは国から支給されるが、配線だけは自分持ちになっているので長さを測らせてほしい。」と上がり込み、電気配線をさわって、センサーらしき物を台所と階段上部に取り付けた。そして、請求額を「配線が1m 当り5千円なので、6万円です。」と請求され、手持ちのお金が1万5千円しかないことを伝えると、その1万5千円を受け取り、残金について何時頃支払えますかと尋ねられたので、3月10日頃に用意できると伝えると後日、電話連絡して取りに来ると言い残し、立ち去った。（兵庫県相生市）

○セキュリティシステム機器の訪問販売員という若い男性が来て、ドアを開けるといきなり部屋に上がってきて部屋を見回し、住宅用の火災警報器等の説明をし、訳のわからないうちにクレジットによる購入契約をしてしまった。同じ団地の町内会役員の方から「金額も高く不自然」と言われ、町内会役員の女性と消費生活センターに相談に行った。クーリングオフ適用の期間内であったため、消費生活センターからの指導により、文書による契約解除の手続きを取った。クレジット金額は482,400円。（福岡県北九州市）

○男性2名が来訪し、住宅用火災警報器の販売に来たと説明を始めた。「昨年6月から設置が義務となった。先日も来たが不在だったので又来た。近所の家も全て設置してある。」などと話し、購入を勧めた。高額であったので、お金がないと断ったが執拗に勧められ、やむなく購入した。また、「防災課の山下です。市役所の方に設置したことを登録しておきますから。」と住所、氏名を控えて帰った。なお、名刺も出さず、領収書も出さなかった。その後、高額であったことから不審に思い、市役所に電話した。（宮崎県えびの市）

★【ご注意を！～寄せられた情報からみる手口】

- ・法律で設置が義務になったので、早急に取り付けなければいけないと迫る。
- ・役場、消防署から来たと騙る。
- ・強引に家に入ろうとする。
- ・回覧板で回しており、地区の全戸に取り付けに回っているからと心理的に追い込む。

☆被害にあわないためには・・・

- ・消防職員は訪問販売はしません。
- ・自分の家にはどの箇所に設置する必要があるのかあらかじめ知っておく。
- ・承諾を得ず点検を始めるなど、「怪しい」と感じたらその場で断る。
- ・点検は個人で容易にでき、点検業者に依頼しなければならない作業ではありません。
- ・口車に乗せられて、即決・契約しないこと。

- ・事前に見積もりをとり、工事内容をよく確認すること。
- ・安すぎるのは、おかしいと疑うこと。
- ・罰金という言葉におびえて動揺しないこと。(罰則はありません)

☆不適正な訪問販売で購入、契約してしまったら・・・

- ・クーリング・オフ制度

契約（購入）から一定期間（住宅用火災警報器の訪問販売については8日間）の場合、クーリング・オフをすれば代金を支払わなくてもすむ、支払った場合の全額返還が行える制度。

#### 【クーリング・オフ制度の活用】

※詳しくは、お住まいの地域の消費生活センターへお問い合わせ下さい。

(国民センターURL:<http://www.kokusen.go.jp/map/>)

## トピック

○構成市町の、年度初めの自治会長会、区長会、年末の自警団班長会等の会議に赴き、機器の説明や注意事項等を実物展示しながら周知を行っている。悪質訪問販売被害を防止するためにも、自治会単位などで購入を促したり、集落の自警団班長等を通じて購入するようにアドバイスしている。

管内防火保安協会の協力により、広報紙にクイズを掲載し応募正解者の中から抽選で住宅用火災警報器をプレゼント。まだ、開始したばかりだが、回を重ねることにより当選者の方々の口コミで、周知が進むことを期待している。(滋賀県 愛知郡広域行政組合消防本部)

○悪質販売による被害を防ぎ、市民に安心して住宅用火災警報器を取り付けてもらうように、住宅用火災警報器を販売・取り付ける者は、市火災予防条例にて届出制とした。また、消防設備業、家電販売業、電気工事業、量販店、スーパーなど49事業所からなる「東久留米住宅用火災警報器販売店協議会」を平成18年12月20日に発足し、今後、消防本部と協力して火災予防運動などで普及活動を行ない、消防署・公民館など公共機関の窓口に加盟業者名簿やパンフレットを活用して市民に情報提供を行なう。また、当消防本部は、これらの加盟事業者に対して、関係法令等の講習会を実施した。(東京都 東久留米市消防本部)

○京都市では、住宅用火災警報器の普及に向け、住宅用火災警報器を地域で購入した人で取り付けが困難な高齢者らに代わって、委託業者が取り付けする「住宅用火災警報器取り付けサポーター」事業を平成19年度から実施する。天井や壁の高い位置に自力で設置できないという声に答えたもの。市の新年度予算案として、地域ぐるみの共同購入の推進と、取り付けサポーター事業として計3千万円を計上。消防局では本年度から、モデル事業として共同購入を進めており、地域で購入することで、定価の半分以下の約3千円で購入も可能となり、悪質業者による販売の被害防止に繋げている。共同購入の条件としては、各町単位の自主防災部のうち半数程度の世帯が購入することとなっている。本年度は目標（60町の約3,000世帯）を大きく上回る170町、約5,300世帯が共同で購入した。

(京都府 京都市消防局)

○金沢市内の校区・地区ごとに結成されている57の婦人防火クラブで構成する金沢市婦

人防火クラブ協議会は、独自で住宅用火災警報器購入に係る紹介チラシを作成、市内全住戸（約 19 万世帯）に回覧し、市民に対し、購入・早期設置を促している。紹介している住宅用火災警報器は、金沢市消防機器販売協会（消防機器を販売する 8 社が加盟）と価格交渉し、婦人防火クラブ員がチラシの回覧や住宅用火災警報器の配布などを行うという条件で、一般に市販されている価格よりも安くなっていることから（煙式 3 個 1 セット 11,000 円）、相当数の申し込みがあるものと期待している。（石川県 金沢市消防局）

○住宅用火災警報器の共同購入事業を推進するため、宮崎地区危険物安全協会、宮崎地区防火管理者等協議会及び財団法人宮崎県消防設備保守協会宮崎支部に協力を依頼し、平成 18 年 7 月 1 日宮崎地区防火安全普及協会が設立された。この協会は、次のとおり平成 18 年 10 月 1 日から共同購入推進事業を展開している。

(1) 事業内容

① 業者の登録等

本事業に賛同する販売業者を募り、登録した業者への説明会を平成 18 年 10 月 31 日に実施。平成 18 年 12 月末現在の登録業者数は 80 事業所。

② 申込受付及び業者選定期間

随時申込みの受付を行い、おおむね 100 個単位で選定を行うこととし、これに満たない場合は、原則として 2 週間単位で申込みのあった個数により業者の選定を行う。

③ 業者の選定方法

登録業者の中から、その地域性等を勘案して任意の業者を指名し、見積り合わせ又は入札等により業者を選定する。

④ 業者と自治会等との契約締結の援助

選定した業者と申込みのあった各団体等の各個人との契約を援助。

(2) 実績

第 1 回目の業者選定を平成 18 年 12 月 5 日に実施、機器の納入及び各家庭への取付けを年内に終了。

(3) 今後の事業の推進

本協会や共同購入事業については、リーフレット配布をはじめ各メディアを活用して積極的な広報に努めている。今後、防火研修会や出前防災講座など、あらゆる広報媒体を通じ事業の推進を図る。

（宮崎県 宮崎市消防局）

住宅防火対策推進の取り組みに関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp